

申請に対する処分個別票

| | |
|----------------------|---|
| 所管局部課（担当）名 （電話番号） | 計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9300) |
| 処分課（担当）名 | 同上 |
| 処分の名称 | 卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置の許可 |
| 概要 | 建築基準法第51条では、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、産業廃棄物処理施設、ごみ処理施設等の用途に供する建築物は、都市計画でその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築又は増築できませんが、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りではないと規定されています。 |
| 根拠法令等 及び条項 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第51条 ・建築基準法施行令第130条の2の2 ・建築基準法施行令第130条の2の3 |
| 審査基準 | 建築企画課と協議を行うとともに、関係協議先と協議を行ったうえで、特定行政庁が大阪市都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めたものについて許可を行います。 |
| 標準処理期間 | 120日 |
| 経由日数 | なし |
| 提出先 | 計画調整局 建築指導部 建築企画課 |
| 提出時期 | 随時 |
| 提出方法 | 建築企画課及び関係協議先と事前協議を行ったうえ、許可申請書及び添付図書（正副2部）を作成してください。建築企画課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関で手数料を納付し、上記提出先まで提出してください。 |
| 手数料 | ¥160,000 |
| 相談窓口 | 計画調整局 建築指導部 建築企画課 |
| ホームページ | |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ・事前に建築企画課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。 |